

第41回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成24年8月28日（火）

午前9時30分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部 正嗣	2 山崎 登久昭	3 多田 靖志	4 阿部 儀信	5 似田貝 順一
6 菊池 次男	7 白岩 正義	8 佐々木 豊子	9 昆野 征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池 敦子	12 江川 幸男	13 綱木 秀治	14 菊池 正明	15 新田 佐悦
16 佐々木 収一	17 菊池 昇	18 太田代 良市	19 松田 欣一	20 菊池 一勇
21 古屋敷 徳夫	22 齋藤 晴夫	23 奥寺 晴夫	24 森川 亦	25 白金 英子
26 細川 幸男	27 君崎 敬孝	28 菊池 政實	29 菊池 孝	30 濱田 平八郎
31 北湯口 進				

欠席届出 24番 森川 亦 委員、29番 菊池 孝 委員、4番 阿部儀信 委員

無断欠席 なし

遅刻者 16番 佐々木 収一 委員

早退者 9番 昆野 征策 委員、12番 江川 幸男 委員

事務局 佐々木敦緒事務局長、菊池徳明事務局次長、磯谷洋子農地係長、小倉匠農業振興係長
関係機関 なし

議事日程

1 開 会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地専門委員会に付議した事項について

報告第3号 農政専門委員会に付議した事項について

報告第4号 全国農業新聞及び農業者年金業務関係ブロック会議について

報告第5号 遊休農地解消対策の状況について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第30号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第5 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第6 議案第32号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

日程第7 議案第33号 第57回岩手県農業委員会大会の要請議案について

6 協議事項

協議第1号 農業者年金の加入推進について

7 その他

8 閉会

議 長	<p>(午前9時34分) おはようございます。 暑い日が続いております。体調も少しおもしろくないようでございますが、午前中ということで一つお願い致します。 今日は、第41回遠野市農業委員会総会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。ただいま遠野市農業委員会では、タフビジョンに関わる部分として耕作放棄地を解消しようということで、皆さんに取り組みいただいております。この趣旨はタフビジョンを推進するという意味ではなくて、あくまでも遠野市農業委員会として、耕作放棄地を自分たちで自ら手がけていきたいと思いますという取り組みでございますので、お間違いのないようお願いしたいと思います。これについては後で話があると思いますけれども、だいたい進んでいるようでございますが、まだ検討中と手がけている地区もあるようです。なるべく早く打ち出していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。 本日は、議案書にもありますが県の農業委員大会に要請する議案のご審議、農業者年金のご審議、もう一つは、新聞ということでいろいろ皆様方にご審議を頂きご検討頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは第41回農業委員会総会を開催いたします。 本日の議案は、6件、協議事項が1件であります。慎重にご審議願います。</p>
議 長	<p>【開 会】 本日の出席委員でございますが、現在31名中現在のところ、27名出席です。 遠野市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、本総会は成立します。 尚、欠席の届出は、24番 森川 亦 委員、29番 菊池 孝 委員、4番 阿部 儀信 委員であります。遅刻でございますが、16番 佐々木 収一委員となっております。</p>
議 長	<p>【農業委員会憲章朗唱】 議事日程に先立ち農業委員会憲章の朗唱を行います。 ご起立願います。 先唱を、18番 太田代 良市 委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>【事務事業報告】 次に、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。遠野市農業委員会事務事業の経過報告を申し上げます。 (以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、報告第1号でございます。 (以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>次に報告第2号、農地専門委員会に付議した事項について、報告いたします。</p>
議 長	<p>私から報告いたします。 報告第2号、農地専門委員会に付議した事項について、報告いたします。 農地専門委員会委員長から、平成24年8月22日に開催された、第3回農地専門委員会 で検討したことについて報告がありましたので、本総会に報告するものであります。 農地専門委員会では、遠野市長から依頼のあった「農地転用目的の遠野農業振興地域</p>

	<p>整備計画定期見直しに係る意見聴取」に際し、圃場整備実施地区内等重要と思われる5件の現地確認調査を含め、12件の事前検討を行いました。その結果10件については意見なし、1件は、住宅建築計画地に接道が確認できないことから通路の確認を要する意見、もう1件は農地法第30条第3項の規定に基づく指導通知書が発出されており、農地として管理することが最優先であること等から、転用は不可と考えられる意見とした旨報告を頂いています。</p> <p>これを受け、平成24年8月23日付けで専決処分し、遠野市長あてに回答致しました。農地専門委員長に対し敬意を表しますとともに、農地専門委員の皆様にはご苦勞様でしたと、お礼を申し上げ報告といたします。</p>
議 長	次に、報告第3号、農政専門委員会に付議した事項について、報告いたします。
議 長	<p>報告第3号、農政専門委員会に付議した事項について報告いたします。</p> <p>昨日の運営委員会において、農政専門委員会委員長から、平成24年8月23日に開催された、平成24年度第2回農政専門委員会で議論した内容がありましたので、本総会に報告するものです。</p> <p>農政専門委員会での協議内容は、第57回岩手県農業委員大会に提出する要綱事項について協議したもので、6項目の要請事項が挙げられています。内容についてはこの後の議案でご審議いただきますのでよろしくお願ひします。</p> <p>農政専門委員会の皆様にはご苦勞をおかけしました。</p> <p>以上報告します。</p>
議 長	次に、報告第4号、全国農業新聞及び農業者年金業務関係ブロック会議について、事務局長をして報告いたします。
事務局 長	<p>はい、議長。それでは、報告を申し上げます。</p> <p>8月1日に岩手県農業会議の会長より、会長と事務局長が一緒になって参加してくださいという文書がきました。場所は水沢、ということなのかと会長と共に会議に出席したのですが、内容は皆さんに付けてある全国農業新聞の普及、及び農業者年金の加入推進についてお願ひという文書でございます。農業者年金の方は、加入が全国的に進んでいないという状況なようでございます。このまま推移しますと農業者年金の政策支援というのがあるわけです。政策支援というのは担い手を育成確保する為に、認定農業者で青色申告をなされている方については半額の助成、国の方で掛け金を半額助成しているわけでありまして、この制度についても、入る人がいないのだから必要が無いというふうな声が上がっているんだそうです。年金制度が、こういう制度がなくなってくるとますます加入者が厳しくなりますので、できるだけ加入推進を図ってですね、遠野市の割り当てが8人が割り当てになっています。ですが、農業者年金推進委員会の方で、町単位1名ずつ加入させましょうということで、事業計画の中でこの農業委員会総会で決定をいただいておりますので、この9人の加入推進についてよろしくお願ひしたいということでもあります。もう一点が全国農業新聞の普及拡大でございます。県内一の購読部数をほこっておった遠野市であります。今は当時から300部も減らしているような状況です。県内トップをあげわたしておりますが、一番だから二番だからというわけではないんですが、情報活動、農業委員会の業務として拡大に努めていただきたいという要請が、岩手県農業会議の会長の方からありました。これについても総会の方で事業計画の中で農業委員1人1部の普及拡大ということの議決をいただいておりますので、この件につきましてもご協力をお願いしたいと思います。なお、毎月というわけではございませんが、皆様の袋の中に全国農業新聞が入っていることがあるんです。これは読読と言ひまして、こういう新聞が、全国農業新聞がありますよということで、農家へ行って読んでもらうという、無料です。読んでいただいて、そして将来的に契約を交わしていただくという為の新聞でありますので、有効活用いただきたいと思ひます。以上です。</p>
議 長	はい、ただいま事務局から報告がありました。まさにその通りでございます。少し付

	<p>け加えさせていただきますと、農業者年金に関しては今言ったとおりです。まだまだその我々の知らないところで加入できる方もいるように思われます。どうかひとつ、皆様各地区一件という目標を掲げておりますので、ぜひそれに向かって努力していただきたいと思います。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>続きまして、報告第5号、遊休農地解消対策の状況について、事務局長をして報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。それでは報告第5号、遊休農地解消対策の状況について報告をさせていただきます。若干長くなるかもしれませんが、ご理解をお願いします。</p> <p>この遊休農地の解消につきましては、農業委員の調査によって市内全域に210ヘクタールほどの耕作放棄地、いわゆる遊休農地があるということがデータ化されました。その後、赤と格付けされた農地につきましては、順次、農業委員会の方で非農地という判定をいたしまして、非農地の所有者に対しては非農地通知書を発出しております。これを持って法務局にいけば、住所と氏名の記載をして印鑑をついただけで地目の変更登記が可能ということですから、地目変更登記が原野や山林になっておれば解消されたということになるわけですが、課題は黄色と緑に格付けされている農地であります。これをどう解消させていくかということが課題なわけでありまして、農地法は平成21年12月に改正し施行になって、農業委員は毎年必ず農地のパトロールを下さいということになっております。現況を確認しなければならないわけでありまして。確認して遊休農地が確認された場合は、法律に基づいて対応していかなければならない、これは義務です。今までのようになんとかというようにことじゃなくて、義務になってしまいました。その黄色と緑になった方々には、農業委員会の事務局でその所有者に対して、所有者または権利者に対して指導通知書というものを発行しております。指導通知書は法律で困っていますから、その遊休農地の所有者に対しては、下記農地は現に耕作の目的に供されておらず、且つ引き続き耕作の目的に供されないと思われることから農地法第30条第3項の規定に基づき指導を行いますのでその旨を通知します、という文書が行きます。所有者または権利者にこういう通知がいきます。法律でやらないといけませんよ、耕作しないといけませんよ、指導しますよ、という文書が行きます。その中に利用状況調査をした月日、農業委員さんが調査した月日と調査者、調査に行った農業委員の氏名が記載されております。併せて事務局も記載されています。利用状況はどうだったか、雑草は、繁茂しているよ、荒れていますよ、ということが記載されています。そして、指導解消年月日がいつからか、いつから指導に入ります、ということが書いてあります。平成24年2月1日から入ります。指導を行う農業委員の氏名、その地区の農業委員の氏名が入った通知が遊休農地の所有者に行っています。例えば、菊池委員がその地区の担当になっていますから、菊池委員が指導を行う農業委員です、と氏名が入った通知書が所有者に行っています。一方、この通知と併せて、農業委員にはこのような通知をしたということの文書が行っています。農業委員に行っている文書は農地法第30条第3項の規定による指導通知書、発出者に対する指導について依頼という文書です。このことについて、別紙のとおり、農地法第30条第3項指導通知に係る資料を送付いたしますので、対象者への指導をよろしくお願い致します、という文書が皆さんに行っているはずですが。中には指導した方の一覧表、内容と台帳の写し、これに基づいて農業委員さんはその遊休農地の所有者、権利者に行って作付けをしましょうと指導しなければならないという義務ですから、やらないといけません、そしてこの指導の結果は、全部台帳に入っていますから、指導結果は(3)指導について 耕作の際、または保全管理、もしくは貸借の推進を指導します。所有者等の備考や代償の状況については事務局まで報告願います、と書かれています。それから行って指導した結果は、事務局の方へ連絡を頂く、報告していただくと台帳の方へ何月何日どのような指導をしましたと書いています。全部管理していますから。その結果は、応じませんでした、応じる意志が無いと書いています。草を刈る予定です、だと草を刈る予定と書いています。耕起する予定だとそのように書いています。それで、応じる予定のない人はどうなるかといいますと、農業委員会から文書で遊休農地であることを通知します。応じる意志がない、これは法律でやらないといけませんから、所有者は耕作をする義務がありますので、知らないというわけにはいき</p>

ませんから、これは法律に基づいて農業委員会事務局では遊休農地であることを通知させていただきます。そうしますと、所有者が農地をきちんと利用することを具体的に示した計画書を提出していただくことになります。この計画書が不適切な場合、いい加減な場合とか、できるわけがない場合には、農業委員会が所有者に対して誰かに貸すとか必要な措置を勧告します。ここからが厳しくなってきます。勧告に従えない場合は、いろんな罰則規定等がでてきますので、こうならないように指導を農業委員さんにはお願いをしたいということでもあります。その場合において指導しても高齢者、もしくは今の農業情勢の中から、そんなことをいっても何を作ればいいんだ、何を作っても売れない、大変だということが出てきますので、そこでこの間の総会で提案したのが耕作放棄地の解消をしましょうということで、市では耕作放棄地対策事業、遠野市タフビジョン推進事業これを作っております。国でもあります。県でもあります。解消するにはただではなくて、補助金があります。それで、遠野市農業委員会としては、まず指導する農業委員が農家へ行ったたびに、どうしたらいいんだと言われた時に、こうすればいいよでは指導にならないので、これこれこういう事業がありますと、事業を、自分で農業委員自ら体験してみましょう、経験してみましょう、そうすると、このように事業を使ってできるんだということが指導できます。これをやってみましょうということになります。それで今回、無理やりやっただくことによって、1地区例えば、遠野町であれば遠野町の農業委員さん2人が、共同で10アール以上解消しましょうということで、指導通知がいつている農家に行き管理委託契約書交わしてもらって、そこを農業委員が刈るなり誰かを頼んで草刈、耕起をする、そして菜の花と進めていくわけです。この申請書の作り方、設計の仕方等々が、今回ご理解いただけると思いますから、来年度からは農業委員さん自ら放棄している方に行き、こういう事業があるからやっってくださいと指導できると思います。今回ぜひ取り組んでいただきたいと思います。これは、総会の決議事項でありますからお願いしたいと思います。それで、報告第5号、この農業会議の正勝会長からの農業者年金推進のお願いの文書が次のページにあります。それで今あがってきているのがこういう状況であります。当初、1地区10アールくらいですから、1町歩くらいが解消になるかなと思ってたんですけども、現時点で2町6反ほど解消になる予定です。遠野町は2件、小友町が2件、附馬牛町が1件、土淵町が1件、青笹町が2件、上郷町が1件、宮守町宮守が1件、宮守町達曾部が1件ということになってまして、まだ届けにきてないのが綾織町、松崎町、宮守町鱒沢の3つの所から申請がきておりません。これですね、10アールあたり5万円の助成があります。10アールあたり5万円ですから、これに5万円かけていただければこの位の助成金だと分かります。この助成金は、私らの方で設計書作りますから、例えば石灰何体、配合肥料何体、草刈何回、耕起何回、バックホーのリース何日というようなのができてきますから、これに基づいて作業していただければいいわけです。そして、作業日誌作ります。この日誌に基づいて補助金請求しますので、難しいことはありません。いずれ、汗を流すということだけです。こういうことですね、今年はこの3つの残っている部分が届出になれば約3ヘクタール解消にされてくるところであります。150万円ほど予算化しておりますが、ぎりぎりまで使ってしまうことになると思います。強い信念で農業委員会の活動がなされたということですから、全国農業新聞の記事にまたは遠野市農業委員会だよりも胸を張って紹介できることでもあります。以上を報告とさせていただきます。

【議事日程】

これより本日の議事日程に入ります。

【日程第1】

日程第1、議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。

議事録署名人には、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、議事録署名人に19番 松田 欣一 委員、20番 菊池 一勇 委員、会議書記に事務局 小倉 匠 君を指名いたします。

次に、議事参与の制限についてです。議案に係る委員は発言をご遠慮願います。

議
長
議
長

議 長	次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。
農 地 係 長	第41回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 2ページ、3ページでございます。 (以下「第41回遠野市農業委員会提出議案総括表」説明により記載省略)
議 長	【日程第2】 日程第2、議案第28号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 なお、農業者年金受給に伴う使用貸借権の設定については説明を省略いたします。 事務局の説明を求めます。
農 地 係 長	はい、議案第28号でございます。 こちらは1件、農業者年金受給による使用貸借の再設定でございます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。 以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。なお発言する際は、議席番号を述べてからお願いします。 (「なし」の声を確認) 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第28号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第28号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第3】 日程第3、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農 地 係 長	はい、議案第29号でございます。 1番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町、1,846㎡。 受人、渡人の祖父の代に、譲渡されていたものですが、登記されていないことが判明し、今回の申請となったものです。 2番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●市、●●●●。 ●●町6筆、10,334㎡。 渡人は、負債整理のため要請し売り渡すものです。 3番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町、20㎡。 受人の水田に、遠野市所有の水路が公図上含まれており、水田と一体化していることから農地として払い下げを受けるものです。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上です。

議 長	ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。それでは、●●町、●●町の順をお願いします。 まずは、●●町をお願いします。
農 地 係 長	はい、●●町地区担当委員2名欠席ですので事務局から説明いたします。 平成24年8月20日、地区担当委員2名、事務局2名で現地確認を行いました。受人が譲り受け耕作することに問題はないことを確認してまいりました。
議 長	はい。次に●●町をお願いします。
30番委員	はい、2番、3番の現地の確認をいたしましたので報告いたします。 8月20日担当委員5名、事務局2名において現地の確認をしております。何ら問題はないということで許可相当ということで申し上げます。以上です。
議 長	はい、ご苦労様でした。 現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。
13番委員	はい。
議 長	はい、13番委員。
13番委員	はい、13番です。ちょっとお伺いしますけども、この2番の件でですが田んぼが7反歩あって全部で1町歩で総額が120万ということはこの田んぼは●●地区のどの辺の田んぼですか。区画整備地内の田んぼですか。
30番委員	はい。
議 長	はい、30番委員。
30番委員	はい。それではですね、ただいまの件でございますが水田については、基盤整備以内ということで場所的には、●●●●の国道下であります。そこには一部水田に転作、山葡萄の栽培、水田については転作、大豆ということで耕作をきちんとやられているところであります。
議 長	はい、13番委員よろしいですか。
13番委員	随分安いと思ひまして。ちなみに●●地区の区画整備地内のところ50万から70万なんですけど●●地区の水田に関しての平均単価はだいたいいくら位ですか。
議 長	分かる方。
事 務 局 長	押さえていません。 平均単価はおさえてないとのことですよ。
28番委員	はい。
議 長	はい、28番委員。
28番委員	はい。追加でお話したいと思ひますけども、あっせんを受けたのが私でございまして、単価的にはどういうことなんだと聞かれました。通常は、今言ったように●●とい

	えども50万前後ではないかという話をしましたけれども、これは管財人の話し合いの中で決めたことだと思いますけども、地場単価とは関係なく破産人との補填の部分もあったかと思いますが、そんな関係でその位出さないといけないという話で出たという状況であろうかと思います。
事務局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局 長	追加して説明させていただきますが、もしかして場所的には金額的に安いと思うかもしれませんが、この場所は2ヶ所に分かれております。その内の1ヶ所の山葡萄をやっている場所は比較的良好な場所なのですが、その他の別なところが、いわゆる鳥獣害の被害を受けているようなところでして、なかなか受け手がないというような場所でありまして、こういうような金額になっていると考えます。
議 長	13番委員よろしいですか。
13番委員	はい。
議 長	その他ございませんか。 （「なし」の声あり）
議 長	発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第29号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、議案第29号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第4】 日程第4、議案第30号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。 なお、説明は再設定の案件の説明を省略し、新規設定のみを説明いたします。 事務局の説明を求めます。
農地係 長	はい。 議案第30号について説明いたします。 利用権設定は今月6件でございます。新規のみを説明いたします。 1番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町4筆、7,435㎡。 賃貸借の新規です。 2番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町5筆、4,236㎡。 賃貸借の新規です。 3番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町5筆、4,584㎡。 賃貸借の新規です。 4番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町3筆、2,585㎡。

	<p>賃貸借の新規です。 5番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町4筆、4,856㎡。 賃貸借の新規です。 7ページは再設定でございます。次に所有権移転でございます。 1番。 買受人。●●町、●●●●。売渡人。●●町、●●●●。 ●●町2筆、2,791㎡。 売買でございます。 以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。</p>
20番委員	<p>はい、20番。</p>
議 長	<p>はい、20番委員どうぞ。</p>
20番委員	<p>はい。No.4と5の●●●●とありますが、代表者はどなたですか。</p>
農地係長	<p>代表者は●●●●さんです。</p>
議 長	<p>20番委員よろしいですか。</p>
20番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他ございませんか。 (「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第30号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第30号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定 についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第31号について説明いたします。 1番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 稻荷下第二地区土地区画整理事業●街区●-●、291㎡。 譲受人は、現在借家に住んでいることから、新たに自己住宅を建築するものです。 申請地内の排水は公共下水道への接続を計画しており、周辺への影響は無いものと考え えます。 位置は、●●●●から南へ170メートルほどのところで、都市計画区域の用途地域内に 位置する農地であることから、農地区分は第3種農地と判断しました。 2番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●市、●●●●。</p>

	<p>●●町2筆、4,066㎡。 譲受人は、砂利採取のため一時転用するものであります。 採取に伴う湧水の処理は、自然浸透であり、保安距離の確保、粉じん、騒音防止等についても、砂利採取法に基づく採取計画許可申請の手続きを行っております。 位置は、●●●●から北西へ700メートルほどのところで、農業振興地域以内にある農用地です。農業振興地域内にある農用地は原則不許可ですが、一時転用であり、事業終了後速やかに原状回復が見込まれることから転用に問題は無いと考えます。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。 ●●町、●●町、●●町、●●町の順をお願いします。まずは●●町をお願いします。</p>
農地係長	<p>はい、●●町は事務局から報告いたします。平成24年8月20日、担当委員2名、事務局2名で現地を確認いたしました。1番につきましては、土地区画整備地区内の農地であり、2番は、宅地、市道、雑種地に囲まれた農地であり、周囲に影響は無く転用に問題は無いことを確認いただいております。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。次に、●●町をお願いします。</p>
30番委員	<p>はい、30番。3番でございますが、8月20日担当委員5名、事務局2名によって現地を確認しております。事務局から説明のあったとおりでございますが、この場所は既に周辺がすべて住宅地ということで周辺に与える影響はありません。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●町をお願いします。</p>
14番委員	<p>はい、14番です。8月20日担当委員2名、事務局2名で現地確認を行いました。 4番、5番につきましては、4番は登記簿上田んぼですが、減反していて現況は草地となっております。畑の方も草地となっております。事務局から説明のあったとおり、表土全部を剥ぎ取るというより、表土の一部を残して、その下の黒土、ここは黒土が深い地帯でありまして、その黒土を利用して沿岸で必要な土を採取して、かなり低くなった部分についてはザンギなり戻して採草地として農地として戻すという計画になっているということです。道路に面していて、工事は何ら問題がないことを確認してまいりました。 続きまして6番、7番、8番につきましても計画案がちゃんと示されて、排水につきましてもきちんと処理される計画が出されております。また周辺農地の同意書も得ており、何ら問題は無いと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして●●町をお願いします。</p>
6番委員	<p>はい、6番。9番、10番の件で●●町農業委員3名でもって何ら支障はないことを確認いたしました。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。 ただいま現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。</p>
9番委員	<p>はい、9番。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
9番委員	<p>はい。この4番、5番についてお伺いします。これは、今後ですね、災害復旧という</p>

<p>議長</p> <p>事務局長</p>	<p>ことで遠野から沿岸地区に表土を採るといふ動きがまだあるようなんですが、この一時転用でございますので、特に●●町の場合は表土がかなりあるというふうなお話でしたので問題ないかとは思いますが、農業振興地域の表土（黒土）を採った場合、今後、もちろん●●町だけでなくそういう動きがあるようなんですが、こういった表土を採った場合、果たして農地が今までのような機能を果たせるかどうかという疑問があるんですが、この辺はどのように考えていますか。今後こういった動きがかなりでてくるようなお話があるようなんですがその辺の考え方について伺います。</p> <p>はい、事務局答弁願います。</p>
<p>事務局長</p> <p>9番委員</p>	<p>はい、議長。</p> <p>ただいま質問のありました4番、5番について答弁いたします。大船渡振興局の職員から、農地の復旧復興に際して表土にがれきが混入して農地にならないことから、覆土というんですか、盛土をして、農地の復旧をするという計画で表土を求めたいと要望がありました。今年の計画では、約10万立方メートルほどの盛土が必要と聞いております。この10万立方メートルを、遠野市からだけ求めるのかという質問をしたわけですが、遠野市に限らず、県内全域から求めるということで、紫波町とか滝沢の方からも行っているようですが、地形、地質、構造からいって遠野の土が一番いいということの内容のようでございます。今、委員からご指摘のとおり表土というのは明日、あさってできるものではないということでありまして、表土は農地の命であります。ですから復旧復興の為のご協力支援といっても、もっていかれた農地が、表土がなくなったということではいけないということから、岩手県といろいろ議論を重ねました。協力しないのではなくて、こちらの方も被害を受けないような対応をしていかなければならない、それで一時転用という網をかける必要があるのです。一時転用の許可をする行為によって、申請書の審査をする上で、どれだけの量をとって、どのような形状になるかということ、横断図を示していただきます。とった後の形がわかるようしました。形だけではなくて、採った後に表土がなくなるとは、農地ではありませんから、14番委員が現地確認結果を報告しましたが、表土は積んでおいて、ある一定の厚さを戻すように、これを条件としてありますので、あまり心配はいらないと思っております。下の方の土をとって表土は戻すという計画で提出されておりますので、その辺は担保しているかなと思っております。</p> <p>質問にはありませんでしたが、今後10万立方メートルばかりじゃなくて、来年度以降何十万立方メートル方の黒土が必要になるようであります。遠野市としてもこの地域から提供できるけれども、埋める土をきちんと戻し、できるだけもっていった量だけは、別な土をもってきて埋めてもらって、表土を戻すというようなことも考えられないかということで、大船渡の振興局と協議をしているところであります。いずれ今回の案件についてはきちんと横断図で管理されていますし、安全と判断しております。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p> <p>9番委員どうぞ。</p>
<p>9番委員</p>	<p>はい。それでですね、関連なんです、●●の方では●●●●からとられるというふうな話もあるそうなんです。それで今局長の方から説明のありましたとおり、やはりこの遠野の振興地域内の地域から表土を採るといふことは遠野の、その採った後は今まで一等地だった農地が、やはりそれなりの機能が低下するのじゃないかという気持ちをいだけたくわけですよ。そういうことから今後やる、支援しないということは、遠野は支援の体制をとっているわけですから、支援しないということはできないと思います。ただその採る場所が、その農業振興地域なり何かということになると、やはり農地そのものの機能が低下するわけですから、この辺の歯止めは十分にはかけなければいけないと思います。それで建設業者の話だとなんか赤土をいれるというふうな話で、赤土であればたくさんあるので、採った後には赤土を入れるというふうな話があったようですが、そういうことでは農地としての役割が十分に果たされないと思います。草地だからといっても</p>

	<p>草地としてずっと使うとも限らないので、どのようになるかはわかりませんが、遠野からそういう形で、振興地域からそういった表土を採るということについては、敬遠されることになるのではないかと思います。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>関連の質問にお答えいたします。表土をもっていったことによって、遠野の農地の質が低下するというのではなくて、向上するというふうにしていきたいと考えております。昨日、大船渡の振興局の職員ともですね、双方が良くなるように考えていきませんかということで、協議に入っております。一つの事案としては遠野の方でかなり表土が深く、湿地帯の所を持って行って、表土は十分に確保し、その採ったところには埋め戻しは、真砂土というふうになっています。真砂土というのはいわゆる山砂ですね、これを戻すという計画にすれば、提供したほうもですね、持って行った所もよくなるというふうに、うまくできればいいなということで、盛んにキャッチボールをしている状況であります。本日は一件の案件であります、その他にも数件協議を受けている案件がございます。</p>
議長	<p>それは重点的に湿地帯だけ持っていくというわけではないですよ。全体的にもですよ。</p>
事務局長	<p>場所は農業委員会でこと指定するのでなくて、そのような場所の情報提供をいただけるのであれば、振興局へこういうところがありますという情報を提供していきたいと考えています。</p>
30番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、30番委員どうぞ。</p>
30番委員	<p>はい。今の件について関連なんです、計画等をそのとおりに進めてもらうというのはその通りですが、当然産業廃棄物等々の持ち込み等の部分も考えられ、可能性もあろうかと思えます。そういったことも含めて、やはり優良農地を守るという立場から、計画をいかに監視して、いかにこれを守っていかせるか、その態勢もとる必要もあるのではないかなと私は思いますので、この辺は担当地域の委員、特に私共を含めて、やはり事務局と一体になって、定期的に巡回なり何かしてこの遂行を監視していく、それが優良農地を守ることではないかと、その体制の時はずいお願いしたいと思えます。</p>
26番委員	<p>はい、26番。</p>
議長	<p>はい、26番どうぞ。</p>
26番委員	<p>はい。関連しますけれども、地下水の変動を予想されるんですけども、その辺の現地調査もしたんでしょうが、どうなるんでしょうかということです。</p>
議長	<p>はい、事務局。</p>
事務局長	<p>はい、議長。砂利採取等の案件では、2メートルも深く掘り下げた場合、地下水の流れが変わってしまった、井戸水が枯れたというふうなことがあったことも聞きます。遠野の場合まだありませんが、全国的にはそういう事例もあるそうでございます。今回の黒土の搬出について、地下水の流れというものも十分に検討させていただきましたが、本案件についてはあまり深く採りませんので、恐れはないというふうに現時点で考えていますが、仮にそれが原因として井戸が枯れた、水がでなくなったという場合には、岩手</p>

	<p>県の発注事業でございますから補償ということになってくるというふうに考えています。</p>
議長	<p>はい、26番委員。</p>
26番委員	<p>はい。それはそばだけが影響がでたとか見えるんだけど、あんまり面積が広がってくると、離れたところも心配されるわけなので、その辺を十分に注意などを要望いたします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局。</p>
事務局長	<p>はい、ご指導をありがとうございました。この件については、事務局として想定されないものもあるかもしれませんが、できる限り遠野として負にならないように審査をして、総会に提案させていただきたいと考えています。</p>
議長	<p>はい、先ほどの30番委員の発言、私も考えたんですけども、やっぱりこういう事業に関しては各地区の委員さんたちが監視といいますか、状況をたまに目につけていただくということだと思いますので、その辺のところはまた運営委員会の方でいろいろ話をしていきたいと思いますので、任せきりということではなくて、目を配っていかなくてはならないと思いますので、今一つ頭にいれておいていただきたいと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。 （「なし」の声を確認）</p>
議長	<p>それでは発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 議案31号は原案のとおり「可」と決することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって議案第31号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第6】 日程第6、議案第32号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい。 議案第32号について説明いたします。 1番。 願出人。●●町、●●●●。 ●●町、1,288㎡。 現在の利用状況は、平成●年頃に耕作不便のため植林し現在に至っています。 2番。 願出人。●●市、●●●●。 宮守町、312㎡。 現在の利用状況は、昭和●年頃から耕作不便のため不耕作となり現在に至っていません。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。 ●●町、●●町の順をお願いします。まずは、●●町をお願いします。</p>

13番委員	はい。8月20日、地元委員2名、事務局2名で現地確認いたしました。場所は、●●●●の近くの山のほうにあります。20年位経ってまして山林としては立派な山林でした。隣の人の影響は、確認したところ無いようなので許可相当だと判断いたしました。
議長	はい、ご苦労様でした。続きまして、●●町お願いいたします。
18番委員	はい、18番です。8月20日、地元委員2名と事務局2名で現地確認いたしました。こちら、山林というよりも立派な材木というか樹木になってまして付近が山でしたので一体化しているというような状況になっております。ですから、先ほど事務局が説明したとおりと報告いたします。
議長	<p>現地確認結果について説明がありました。これより質疑に入ります。質問のある方は発言願います。</p> <p>よろしいですか。 (「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第32号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声を確認)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第32号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第33号、第57回岩手県農業委員大会の要請議案についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長	はい。議案第33号についてご説明いたします。 (以下、別紙「岩手県農業委員大会要請議案(案)」説明により省略)
議長	ここで質疑に入る前に11時5分まで休憩にします。
議長	再開いたします。
議長	はい、それでは、9番の昆野征策委員と12番の江川幸男委員が別会議の為、早退届を提出ございましたので、これを許可いたしましたので報告いたします。
議長	先ほど事務局から説明のありました岩手県農業委員大会要請議案(案)についてこれより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。
議長	よろしいですか。 (「はい」の声を確認)
議長	<p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第32号は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>

議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第33号は原案のとおりと決しました。
議 長	以上で本日の議事日程は終了いたしました。
議 長	【協議事項】 協議第1号、農業者年金の加入推進についてを協議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局次長	はい、それでは農業者年金の加入推進についてをご説明いたします。 (以下、別紙「農業者年金の加入推進について」説明により省略)
議 長	事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。
27番委員	はい、27番。
議 長	27番委員どうぞ。
27番委員	はい。農業者年金の会議をもったわけですけどもその際には、ほとんど各町にあった組織が解散してなくなって、今回、農協の方の各支所の人も会議に呼んでいるわけですけども、宮守支店長が来ただけで、農協の取り組みもだいぶ、いまいち不調なようでして、非常に残念だった会議の内容であります。ただその後のいろいろな協議の中で、現在宮守町の推進状況ですけども、やはり正直言って農業者の加入推進の前に、できればそれぞれ名簿があるわけですけども、各地区の農業委員は、できれば60歳前の人は農業者年金に加入をしてほしいということを私は希望するわけです。若干みますと数名、貴重な加入者がおりますので、ぜひこの際に農業委員自ら加入を推進していただければ、前向きにいくのではないかと思います。それから地域においても、自分が入ったことによっても推進もスムーズにいくのではないかと思いますので、ぜひ検討をしていただければと思います。以上です。
議 長	今、農政専門委員長の方からこのような提案がございまして、ぜひ委員さんの中で加入できる方は検討していただきまして加入していただきますよう重ねて申し上げます。
議 長	他にはございませんか。 (「なし」の声を確認)
議 長	それでは発言がないようですので質疑を終結いたします。 協議第1号、農業者年金の加入推進については、原案のとおりとすることといたします。
議 長	以上で本日の日程は終了いたしました。
議 長	その他ございませんか。
15番委員	はい、15番。
議 長	はい、15番どうぞ。
15番委員	事業経過報告の中で、8月10日臨時総会があったということで私共の会長が県の副会長になったと、その他の経過報告ですが、その辺について具体的に教えてください。

議 長	では、その他でお話させていただきたいと思います。 他に皆さんの方からその他ございませんか。 〔「なし」の声を確認〕
13番委員	はい、13番。
議 長	13番委員どうぞ。
13番委員	農業委員会に関係ないかもしれませんが、一つだけ放射能の関係でお聞きします。わかる範囲で結構です。実は、放射能3,380ベクレルが降ったわけですが、今の遠野は民話のふるさと遠野でやっていますが、茅葺き屋根の件でお聞きしますが、萱葺きの建替えとかには稲わらと同じで放射能の残留濃度とか調べているんですか。屋根の葺き替えとか安心・安全とかでやるのであればその辺も調べなくてはいけないと思います。これはある人から尋ねられてお聞きしました。状況とか検査をしたとか教えてください。
事務局 長	はい。
議 長	はい、事務局長。
事務局 長	これはですね、放射能の線量については学校等々が調べています。線量を測る機械も各地区地区センター等に配置して貸し出しできる体制になっています。乾燥稲わら等についても放射性物質が出るということで、規制がかかっていましたからこっちはきちんとやっていますが、萱葺き屋根の萱については使用にあたっては確定はありませんけども線量を測っているというふうに考えています。ただ、報告では野菜とか果物についてはきちんとした報告がありますが、萱については現時点で目にしていないということですので、使う時によって個別に検査しているんじゃないかなというふうに考えられます。もう一点、せっかくの機会ですから付け加えたいことは、放射能汚染された稲わらの処理、荒川高原でしたか牧場でしたかに埋設したわけです。これについての保障はないよということの質問でした。会議でその旨、報告と質問をさせていただきましたが、担当課ではこのことについては了解の上、収用というふうな認識をしているようです。したがって保障というにはないのではないかとというふうな出方をしたわけでありまして、また、そういうことが出ていますということはお伝えさせていただきます。
議 長	よろしいですか、13番委員。
13番委員	はい。
議 長	その他ございませんか。
農業振興係 長	はい。
議 長	はい、事務局。
農業振興係 長	はい。皆さんにお配りしている封筒の中にまだ説明はしていない資料がいくつかございます。まず、全国農業新聞の試読資料ということで報告の方で局長の方から話がありましたが、新聞のサンプルを使って通常は加入推進をしていただいているんですが、この10月の1ヶ月間を試読期間ということで県の農業会議のほうで期間を設けまして、無料で1ヶ月間4回の新聞の試読をしていただくという事業を展開しています。この試読対象者について、試読をしてみたいという方がいる場合については、この1ヶ月間試読をすることができますので、その対象者について9月14日までにご報告をいただきたいということでございます。この試読をしていただく方につきましてはできればそのまま通常の購読に繋がられるように、なんとかバックアップをいただきたいと思っております。

	<p>で、よろしくお願ひいたします。それからB5版タイプの白い紙ですが2012年度の農業委員業務必携の訂正について、ということで誤りがあったということで、正誤表が出ておりますので、こちらの方ご確認いただきたいと思ひます。もう一つ、農業委員会は地域農業を支えていますというパンフレットが入っておりますので、こちらの方はご一読いただきまして業務の参考にしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それから、先日の現地確認の際に腕章と帽子を自分で持ちたいという委員さんからのご意見がありましたので、全員でということではございませんけども、希望される方につきましては実費で取り寄せたいと思ひますので、事務局の方に腕章と帽子欲しいですとご連絡いただきたいと思ひます。以上です。</p>
事務局 長	<p>時間にもなってきましたが、耕作放棄地の対策と遊休農地の対策の設計書がもう数日で出来上がります。そうしますと、それぞれ農業委員さんへ設計書を差し上げたいと思ひます。設計書というよりも、申請書類一式ずつを差し上げた方が、次に雛形として使えるかなと思ひますので、そういうふうにしたいと思ひますので、書類と種子を併せて、今日ですね、会議終了後、菜種の種子を準備してきていましたので、これを持ってお帰りいただきたいと思ひます。1反歩あたり1キロというふうになっています。こういう積算で配布いたしますが、まずこれは耕起をきちんとして雑草をいかに退治するかというのが重要です。この炎天下、きちんとしてまだ生きているなど、もう一回打って雑草を退治してから肥料と種を蒔いてやると、種を蒔くには除草剤をまくように動力噴霧器の「1キロ粒剤を蒔く」でセットして蒔いたほうが均一に蒔くことができます。肥料を蒔いてその種を蒔く、そのあたりですね、薄く表土をかけてあげないとスズメだとかがきてすぐ食べられてしまうので、被覆したりすることが重要なと思ひます。いくら蒔いても2週間経っても3週間経っても芽が出てこないですので、これは駄目だなと感じますけども、これは雨が降ったり湿気が無いと芽が出てきませんので心配になさると思ひますが、経験上、雨が降らない限り出てこないんだなとわかりました。秋に1回3俵、1反歩ずつ3俵の配合肥料をいれます。1反歩2俵の石灰が必要です。石灰は元肥としてやってしまう、配合肥料は3俵をいかに使うか、元肥に1俵、秋の追肥に1俵、春の追肥に1俵という使い方もできますし、来年度に、また追肥として残しておくかということも可能かと思ひます。いずれそういうふうな管理をしていただきたいということで、今日は種子を持っていくようお願ひしたいと思ひます。</p> <p>もう一点は表土の扱い、まだまだ昨日の話では遠野にお願ひしなければならないというお話でした。ですので、この表土の扱いについて、遠野でもメリットのあるようなやり方をしていかなければならない、そうすることがいいんじゃないかなと考えております。一つは、大船渡も陸前高田でも、移転する場所の計画ができれば大量の土が出てくるわけですね。山を切り払いますから、その土をダンプで持ってきて遠野の土と交換するということできればいいかなと思ひます。それができない場合も、採った分ちゃんと埋め戻ししてもらおうと、埋め戻しですから災害復旧の予算の中で基盤を作ってもらって表土を戻すということもできると思ひますから、その表土の提供できる場所、こっちからここができますよというのではなくて、協議を受けた場合には情報提供できると思ひますから、農業委員さんがこういう場所がありますよという情報を、私たちに提供していただければ協議ある方について提供していくと、他の市町村へ提供していきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>皆さんからはいいですか、この件に関して。</p> <p>それでは冒頭、事業計画の中でも局長の方からもありました。そして、今15番委員の方から県の副会長の経緯の話をしてもらいたいということでしたので、こんな話で大変恐縮なんですけど、岩手県農業会議副会長の花巻の会長の高橋会長が任期満了で農業委員を勇退されました。そこで、春先あたりから高橋会長が今回で終わりですと言っておられて、そういったことは委員の中で浸透してまして、しばしば次は北湯口だなという話はあったんですが、私にはそれほどの器量もないですから、そのつもりはなかったんですが実は、8月10日の総会の前に三浦局長の方から、皆さんから聞いたところ、次は、遠野の会長だという意見が多かったというので打診がございました。皆さんがそうい</p>

うことであれば、受けますが、総会では指名推薦で選挙を通過いたしました。おかげさまで当選させていただきまして、岩手県農業会議副会長という大役をおうせつかりました。微力ではありますが、皆様方の力を借りながら、今度は県の感覚でも一つ勉強していかなくてはならないなど大変重圧を感じております。身の引き締まる思いでございます。皆様のご支援を頂きながら頑張っていきたいと思っておりますので、一つよろしく願います。就任の挨拶というわけではありませんがご報告をかねて、一つよろしく願います。

【閉会】

議長

以上をもちまして第41回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。
(午前11時21分閉会)

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年8月28日

遠野市農業委員 19番 _____

同 20番 _____

遠野市農業委員会会長 _____